

ご説明資料

令和7年7月

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(1/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
(冒頭:大阪府・市より)	・令和6年9月に、実施協定に基づく事業者の解除権の失効を確認し、その後10月にIRの準備工事に着手してきた。また、令和7年春頃からの建設着工に向けて、詳細設計を概ね完了させるとともに、事業者、大阪府・市ともに十分に連携して行政協議等を行い、建築関連の許認可等を取得するなど、着実に取り組みを進めて、令和7年4月24日に建設着工に至った。 ・詳細については、実施状況報告書で報告させていただいているが、大阪府・市として、この間、区域整備計画に沿って、着実に事業を推進できているものと認識しており、引き続き事業者ともしっかりと連携し、IRの早期実現に向けて取り組みを進めてまいりたい。
【目標の達成状況 (1):国際的なMICEビジネスを展開すること】 ・単なるMICE諸施設の併設ではなく、「オールインワン」と言えるための工夫としてどのようなものがあるのか、あれば教えていただきたい。	・MICE施設については、MGMIにおいて大規模イベントを運営している専門チームへのヒアリングをしながら、オールインワンMICEにふさわしいネットワーク構築や通信設備の設置、柔軟な会場レイアウトやデザインなどの要素を詳細設計に取り入れている。 ・今後、パートナー選定やシステム導入などを含む計画を作成し、最新の市場環境等を踏まえながら、当該計画に沿って具体的な取組を進めていく。 ・ソフト面に関しては、複合的MICE施設を有しているからこそ提供可能な、様々なサービスを組み合わせて提供していく。これにより、従来の会議や展示会の単独イベントのみではなく、例えば、ディナーパーティーやエンターテインメントショー、地域観光等を含めて、複数日の滞在プログラムとして提供する複合的なMICEイベントの開催・誘致が可能となる。大阪・関西が有する地域性も活用すべく大阪・関西ならではの質の高い食を提供することや、地域の事業者・関係機関等と連携して、MICE会場として活用可能なIR域外のユニークベニューの発掘・連携も進めていく計画となる。
【目標の達成状況 (2):世界中から観光客を集めること】 ・単に数を集めるのではなく、どのようにして訪日外国人客にお金を落としてもらえるか、あるいはお金を落としてくれる訪日外国人客をどのようにして集めるのか、アイデアがあれば教えていただきたい。	・大阪IRは、世界水準の複合型MICE施設、利用者需要の高度化・多様化に対応する複数の高品質の宿泊施設、上質な飲食施設、世界的に知名度の高いものから大阪・関西・日本発の新たなコンテンツに至る多様なコンテンツを提供するエンターテインメント施設や魅力増進施設等を整備することにより、観光資源の幅と厚みを増し、観光に対して成熟したニーズを有する消費単価の高い来訪者の誘客を図ることを目指す。 ・質の高い宿泊施設、飲食等の提供を通じて、VIP・富裕層を含む一人当たりの観光消費額の大きい訪日外国人客の獲得を目指す。大阪・関西の関係者と連携し、大阪・関西が有する文化、観光、産業等の資源を活用し、多様な来訪者を一年を通じて誘致し、滞在の長期化、周遊と消費を促進する。 ・バトラーサービスなど、MGMIが米国等で培ったVIP向けの特別なサービスを提供する事に加え、大阪・関西で様々なビジネスを展開する少数株主の事業基盤を活用し、通常の観光では体験できない特別な体験を提供する事で、目の肥えたVIP・富裕層のニーズを満たしていく。 ・またMGMIが諸外国で取り組んでいる様に、会員プログラムを活用して、VIP・富裕層のお客様に効果的なアプローチを行う。VIP客はサービス提供の窓口となるカジノホストとの関係を重視する。経験豊富で信頼のおけるホストが、宿泊や食事、ショー、交通手段の手配までワンストップで対応することで、安心感と特別感を提供し、リピーターや長期滞在を促進する。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(2/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【取組の状況（ア）：国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現への寄与】 ・p.6の「○ユニバーサルデザイン」において、「身体の状態」だけではなく、「精神的な状態」と例えば閉所恐怖、パニック障害など、障害者の幅が広がっている状況を鑑みての対応を検討いただきたい。	・知的障がい、発達障がい、精神障がいのある方への配慮として、敷地内の歩車分離、個室トイレやバスターミナルにおける可動式ホーム柵の設置などの対応（急な飛び出し防止、不安解消等に寄与）を行っている。 ・今後の案内表示、ソフト面等の検討に当たっても、ご指摘の観点も踏まえながら検討を進める。
【取組の状況（イ）：経済的社会的効果】 ・「①観光への効果」の中にある「イノベーション促進施設」について具体的に想定していることを教えていただきたい。	・MICE施設にイノベーション促進施設として設置するコワーキングスペース・ビジネスラウンジは、MICEイベントへの来場者間のビジネスマッチング、学術交流等を促す場として機能することに加え、MICEイベントと連携した事業創出プログラムやビジネスコンテスト等の誘致・開催も検討している。 ・また、関西各地に存するイノベーション支援施設との連携にも取り組み、大阪IRとしてイノベーション創出を後押ししていく中心的な施設となる。 ・主要株主であるオリックスは、大阪駅前地区において、イノベーション創出拠点であるナレッジキャピタル（グランフロント大阪内）、ジャムベース（グラングリーン大阪内）の運営に関わっており、これらの実績・知見も活用していく方針である。 ＜MICE施設を活用したイノベーション創出＞ ・大阪IRのMICE施設は、大阪・関西が強みを有する10の産業領域（スポーツ、フード（食）、メディカル、ウェルネス、ライフサイエンス、環境・エネルギー、ものづくり、テクノロジー、スマートシティ及び観光）に関するMICEイベントの誘致・創出に注力する計画としており、これらの産業領域が、イノベーションが期待される主な分野と考えている。 ・MICEイベント開催時には、これら産業領域の関西の関係者、国内外から集うプロフェッショナル、起業家や学術研究者等の間で、ビジネスマッチング、コラボレーションや学術交流等（以下「ビジネスマッチング等」）の機会が生まれ、それがイノベーション創出にもつながるものと考えている。 ・MICE施設内に設置するコワーキングスペース・ビジネスラウンジは、上述のような来場者間のビジネスマッチング等を促す場として機能することに加え、MICEイベントと連携した事業創出プログラムやビジネスコンテスト等の誘致・開催も検討している。また、関西各地に存するイノベーション支援施設との連携にも取り組む。これらの取組を通して、大阪IRとしてイノベーション創出を後押ししていく。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(3/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【取組の状況（オ）：カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等】 ・カジノへの依存によってIR施設に繰り返し出入りすることの抑止だけではなく、IRでのカジノをきっかけとして他のギャンブル（たとえばオンラインカジノなど）への流出、依存を阻止するような観点からの対策も必要ではないか。	【事業者の取組】 ・事業者としては、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、IR区域内において大阪府・市が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、大阪府・市が実施する施策に連携・協力して取り組む。 【大阪府・市の取組】 ・認定区域整備計画において、カジノ規制による依存症防止のための措置の実効性を失わせないように、IR区域の周辺地域において、用途制限等によりギャンブル等施設の設置を認めない措置を講じることとしている。 ・IRの実現に向けては、カジノの設置に伴うものだけではなく、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、ギャンブル等依存症問題に正面から取り組み、ギャンブル等依存症対策のトップランナーを目指して万全の対策を講じていく。 ・オンラインカジノの違法性については、改正ギャンブル等依存症対策基本法の成立等により、今後、規制強化されていくものと認識しており、大阪府・市としても、チラシ作成・配布等により、依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組んでいる。
【取組の状況（オ）：カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等】 ・（仮称）大阪依存症センターの機能を取りまとめた、とあるがその概要を教えてください。	【大阪府・市の取組】 ・（仮称）大阪依存症センターの機能を取りまとめた結果については、参考資料中「『（仮称）大阪依存症センター機能検討会議』について」において添付している。 ※「（仮称）大阪依存症センター機能検討会議」について https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambletou/izonshoucenter_kaigi.html)
【要求基準7：カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除等】 ・記述は財務上の問題に関するコンプライアンスのみであり、ハラスメントなどに関する内部通報体制に関するコンプライアンスについての記述がないのが気になる。	・令和6年度末時点において、MGM大阪株式会社の従業員はMGM/ORIXからの出向者のみのため、ハラスメントなどの内部通報体制については、両社の同制度を利用して、実質的にハラスメントなどの問題に対応している。 ・今後、開業に向けて適切なコンプライアンス確保のための体制構築を進める中で、MGM大阪株式会社としての内部通報窓口の設置についても検討していく。 ・仮にMGM/ORIXでハラスメントが発生した場合、現状、MGM大阪の社員は出向者のみという状況も踏まえ、株主の窓口にて対応を行う。 なお、ORIXにおいては、社員からの連絡窓口、社員外からの連絡窓口の双方を設けており、共に匿名での連絡を受け付ける運用となる（HPで公開）。万が一、トラブルが発生した場合は、所管部門にて、適切に対応を行う。 ・MGMでは、MGMRIの従業員専用ホットラインが利用可能となっている。こちらはウェブ、電話による窓口が設けられており、24時間365日匿名での連絡を受け付けている。報告された事案は適切な部署にて調査されるが、従業員はチーフコンプライアンスオフィサーに直接連絡することも可能である。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(4/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【要求基準11:カジノ事業の収益がIR事業に活用されることにより、IR事業が一の事業者により一体的かつ継続的に行われること】 ・要求基準11には「カジノ事業の収益がIR事業に活用されることにより」と書かれているが、報告書ではその点にあまり触れられておらず、「一体的かつ継続的に行われること」の方に重点が置かれている書きぶりになっているのが気になる。	・カジノ事業の収益がIR事業に活用されることを前提に、報告書においては「一体的かつ継続的に行われていること」についての実施状況を中心に説明している。 ・カジノ事業の収益の活用については、認定条件3での回答をご参照いただきたい。
【要求基準14:IR事業者によるIR施設の所有】 ・要求基準14に該当する文章は【来年度以降の方向性】の2つめの「・」のみであり、他は設計・建設に関する記述に終始しているように捉えられる。	・認定区域整備計画の要求基準14においては、IR施設の所有権の取得までの流れを含む取得方法と予定時期を記載しており、ご指摘の「設計・建設に関する記述に終始している」という点については、当該所有権取得までの流れにおける現時点の状況を説明している。 ・令和6年度の実施状況報告においては、設計・建設段階であることから、認定区域整備計画に記載したIR施設の計画内容に沿って、所有権取得に向けた取組過程の一つとして、詳細設計が順調に進捗している旨のご報告をさせていただいたところであり、現時点において、所有権取得予定時期に変更は生じていない。
【要求基準18:IR区域の整備による経済的社会的効果及び効果の根拠】 ・報告書P.43【1】①には「市場環境の予測に変更がない」とあるが、トランプ政権誕生後、外国為替市場の変動など経済環境は不安定感を増しており、その点での配慮が必要ではないかと思われる。	・現時点で需要推計の見直しが必要となるほどの市場環境変化はないと理解しているが、引き続き、為替変動を含め、市場・経済環境も注視しながら開業準備等を進めてまいりたい。 ・為替変動については、円高・円安いずれに振れる可能性もあるが、中核株主各社において市場環境を注視しつつ対応していく。 ・なお、アジア地域のIR(マカオ・シンガポール等)において、現状、カジノ収益に特段の影響が生じている状況にはないと考えている。 ・区域整備計画に記載の通り、世界情勢等により、GGRが事業計画を周期的にあるいは永続的に下回るようなケースの検討を行っているが、為替の影響を含め、各国からの旅行需要の動向については随時確認しながら事業を進めていく。
【評価基準1:コンセプトが明確で優れていること】 ・報告書p.48「OIR事業実現に向けた主な課題」にある、「夢洲特有の課題」とは具体的にどのようなものか。	・「夢洲特有の課題」は、液状化、土壌汚染等の土地に関する課題等を指すものである。
【評価基準3:これまでにないスケールを持つこと】 ・許容される範囲内で施設の規模の変更が行われているが、それがこれまでにないスケールを毀損しないことを希望する。	・各IR施設の詳細設計を実施していく過程において、建物配置・形状、諸室レイアウト・構成、提供機能等の内容が詳細・深度化したことに伴って、結果として、各IR施設の床面積及び規模(これらの増減に伴う収容人員及び宿泊施設の客室数の変更を含む。)に軽微な変更が生じているが、いずれの変更内容についても、IR整備法に定める各号施設の基準に適合しなくなるおそれを生じさせるものではなく、また、各IR施設の実質的な提供機能に支障を生じさせるものでもない。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(5/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【評価基準4:ユニバーサルデザイン等の観点から世界の最先端であること】 ・報告書p.6の「○ユニバーサルデザイン」において、「身体の状態」だけではなく、「精神的な状態」と例えば閉所恐怖、パニック障害など、障害者の幅が広がっている状況を鑑みての対応を検討いただきたい。	(・取組の状況(ア)の回答をご参照いただきたい。) ・知的障がい、発達障がい、精神障がいのある方への配慮として、敷地内の歩車分離、個室トイレやバスターミナルにおける可動式ホーム柵の設置などの対応(急な飛び出し防止、不安解消等に寄与)を行っている。 ・今後の案内表示、ソフト面等の検討に当たっても、ご指摘の観点も踏まえながら検討を進める。
【評価基準7:MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・報告書p55、①の2つめの「・」でMGMの戦略、実績が語られているが、これらがどのように大阪IRに活かされるのか。	・MGMはPCOとの提携に加え、国際的に多くのMICE顧客(主催企業)との接点を有しており、MGMのMICEチームがこれら顧客への大阪IRに関する情報提供を開始しており、今後、これら顧客との関係性の維持・強化を行いつつ、誘致につなげていく所存である。MGMのこの分野での専門知識は、大阪IRにおける国際競争力を有するMICE施設の形成に大きく寄与すると考えている。 ・また、MGMの国際的なブランド力・集客力が高まることにより、大阪の潜在顧客に対する訴求力にもつながると考えられ、大阪への誘致に活かされるものと考ええる。 ・MGM本社を拠点に置くグローバル・セールsteam(GSO)は、旅行会社や交通事業者を含む多数のMICE誘致パートナーとの取引実績を持っている。今後は大阪の開業に向けて日本・アジアを中心とした営業体制を強化していきたい。
【評価基準7:MICEのターゲットが明確で、誘致等に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・報告書P55 ①の最後の行に、「旅行代理店」とあるが、我が国の旅行業法に則した用語を使用すべき。旅行代理店だと、代理業しかできないので、MICE誘致のパートナーとは言えない。このことは、以前にも指摘していたが理解されていないのでは。	・法人セールス向けに団体旅行やパッケージ手配などを担う企業を指す意図で「旅行代理店」という表現を使用した。特にMICE誘致においては、交通・宿泊・視察などを一体で手配するため、法人セールス向けに団体旅行やパッケージ手配等の役割、それらを行う企業を指す意図で旅行代理店という表現としたが、ご指摘を踏まえ、今後は旅行者や旅行者代理業者といった旅行業法に則した用語を使用する。
【評価基準13:コンテンツ等が国際競争力と高いクオリティを有し、幅広い人々が楽しめることとともに、事業実施に必要な体制及びノウハウを備えていること】 ・施設の詳細設計のように「入れ物」だけではコンテンツは充実しないので、その「入れ物」に「どのような企画を盛り込むのかについて許される限り記述して欲しい」がいかがか。(前年度評価コメントにもあるものの、それに対応した記述がないため、企業秘密になるのか伺いたい。)	・現在は、施設の詳細設計を概ね完了させるとともに、開業準備計画の作成、運営体制の検討に着手したところである。 ・国際競争力の維持向上のためには、時世・情勢を踏まえたニーズ等を適切にコンテンツに反映していくことが重要であると考えており、開業準備段階(開業の概ね3年前から開業まで)において具体的な検討を行っていく方針である。 ・なお、企画内容やコンテンツの発表は戦略的に実施していきたいと考えており、諸外国IRや他集客施設等との競争力の確保、大阪IRのブランディング・広報戦略、情報発信の新規性・裁量性などに配慮いただければと考えている。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(6/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【評価基準15: 国内外の主要都市との交通の利便性に優れていること】 ・バスターミナルなどのハードの整備が進んでいることは確認できるが、今後予測されるバスのドライバー不足への対策もこれらを並行してバス会社と協議・検討しているか。	・関西交通事業者とは、継続的に連携・協議等を進めているところであり、バスターミナルの運営計画の検討進捗に合わせ、開業準備段階(開業の概ね3年前から開業まで)において、具体的な検討を行っていく方針である。
【評価基準17: MICE件数や観光客の増加が大きく見込まれること】 ・航空需要などを参考にすると、必ずしもコロナ前の水準に戻ったと簡単に言うわけにはいかず、特にビジネス客の落ち込みが回復していない(オンライン会議の普及などによって)状況が見られる。MICE関連ではビジネス需要は重要な要素なため、安易に「元に戻った」と考えることは必ずしも好ましくないと思う。なお、「コロナ前の水準に戻った」という記載がこれ以降も数カ所あるが、いずれにも上記コメントは当てはまる。	・MICEグローバル市場については、すでに市場規模がコロナ前水準を超え、CAGRも高水準となるなど成長局面にあると考えられるが、日本のMICE市場については、諸外国と比べて回復スピードが遅く、コロナ前水準まで一定回復しつつはあるものの、完全に回復したとまではいえない状況にあることは理解している。 ・また、コロナ以降、オンライン会議の浸透により、特に短期間・国内中心にビジネス・出張が減少するなど、一部セグメントについては回復が限定的な場合があることも理解している。 ・一方で、インバウンド観光は、2024年に過去最高の年間来訪者数を記録し、2025年5月は月当たりの数値で過去最高を記録するなど、日本の国際的な観光需要は非常に力強いものとなっており、これら観光需要をMICE(ビジネス顧客)の誘致にいかにつなげていくかが課題と理解している。 ・この点、グローバルなMICE市場の拡大・成長基調を踏まえれば、日本のMICE市場についても、ハイブリッド等新形態も活用しながらポジティブに回復・成長していくものと捉えているが、いずれにせよ、日本のMICE市場が諸外国と比べて停滞的となっていることの要因も含め、MICE市場の動向を注視しながら、開業準備計画の検討・作成を進めてまいりたい。 ・なお、実施状況報告書・評価基準7に記載のとおり、MGMIは、ラスベガスの大規模コンベンションセンターの改修工事や法人セールスの回復により、2024年12月には、過去最高のコンベンション予約(月次)を達成するなど、MICEビジネス拡大や催事誘致に強みを発揮する独自のネットワーク・ノウハウ等を有しており、これらの強みを活かしながら、大阪IRとオールインワンMICEならではの取組により、認定区域整備計画に記載する需要推計を達成していきたいと考えている。
【評価基準21: 財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・コストの上昇による財務上のリスクには言及されているが、需要の伸びが思ったほどではない場合のリスクについては言及が無い。需要推計は行われているようだが、その推計をこの場所でも活かすことが必要ではないか。	・令和6年度(2024年度)においては、設計・建設段階であることから、建設コスト等の上昇影響により事業費が増加した場合の資金需要への対応について検討した旨の報告をした。
【評価基準21: 財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・事業費増嵩が現実に見られるところ、円滑な資金調達の継続及び対応する収支計画の適時の精査が、今後とも重要であると思う。	・認定区域整備計画にも記載のとおり、業績が事業計画を下回るような状態が仮に継続したとしても、長期事業継続が可能ということを検証済(認定区域整備計画・評価基準21③1(3)業績が事業計画を下回るケース(ストレスケース)の対応策を参照)だが、財務状況を悪化させるリスクについては、引き続き状況の把握に努めてまいりたい。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(7/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【評価基準21:財務面からみて安定的で、業績が下振れした場合でも長期的に事業を継続できること】 ・事業費の増嵩には、一義的には中核株主の増資により対応されてきたところ(なお、MGMのアンニュアルレポート(p.15, p.85)では、完工及び開業まで無制限(uncapped)の資金拠出義務が記載されている)、今後とも可能性のある事業費増嵩に対する資金調達の方針がありましたら、ご教示いただきたい。	_____ _____ _____ (事業者等の利益に関わるため、非公開)
【評価基準23:地域との良好な関係構築があること】 ・「地域」という条件には反するが、地元企業へのセミナーや地元大学への出前講座だけではなく、東京や名古屋などの大都市での企業へのセミナーや大学への出前講座をしておくことは、IRIについての正しい認識を深め、なおかつ需要の掘り起こしにつながるのではないかと。	【事業者の取組】 ・ご指摘を踏まえ、検討してまいりたい。なお、MGMでは、東京で企業が開催した人事関連イベントへの参加を行うなど、取組は開始している。 【大阪府・市の取組】 ○セミナー等の開催方法について ・大阪府・市においては、知事が大阪の施策を、東京で企業など向け講演等をする際に、IRIについても取り上げるにより、大阪IRの情報発信に努めている。 ・大学生を対象とした情報発信については、地元大阪の大学だけでなく関西全域で出前講座を実施しているうえ、東京などの首都圏の大学に対しても、大阪来訪時やオンラインで出前講座を実施している。 ・なお、大阪府・市のホームページでは、常時、出前講座の募集を行うなど、より多くの学生にアプローチできるよう、取組を進めている。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(8/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【評価基準23:地域との良好な関係構築があること】 ・特設サイトのアクセス数等の実績や、パンフレットがどう役立っているのかについての情報はるか。	【大阪府・市の取組】 ※「特設サイト」のアクセス件数は、令和7年2月「特設サイト」の開設から令和7年6月末までで、累計・約23.2万件(うち、令和6年度は約16.4万件)となる。 ○広報物の実績等について ・大阪府・市においては、府民・市民がIRについて正しい情報に触れ、理解を深めていただけるよう、わかりやすく伝える広報ツールとして、令和7年3月にパンフレットを作成した。 ・IRに対する府民への理解促進については、IRの意義や効果、懸念事項対策などについて、府民全体を対象とした説明会や地元企業向けセミナー、経済団体、大学等への出前講座を実施しているところであり、それら説明会等で配付を予定するなど、IRへの理解が深まるよう取り組んでいくこととしている。
【評価基準25:カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること】 ・カジノへの依存によってIR施設に繰り返し出入りするなどの抑止だけではなく、IRでのカジノをきっかけとして他のギャンブル(たとえばオンラインカジノなど)への流出、依存を阻止するような観点からの対策も必要ではないか。	【事業者の取組】 (・取組の状況(オ)の回答をご参照いただきたい。) ・事業者としては、「ギャンブル等依存症問題啓発週間」における普及啓発活動や、IR区域内において大阪府・市が作成するギャンブル等依存症に関するリーフレットの配架等、大阪府・市が実施する施策に連携・協力して取り組む。 【大阪府・市の取組】 ・認定区域整備計画において、カジノ規制による依存症防止のための措置の実効性を失わせないよう、IR区域の周辺地域において、用途制限等によりギャンブル等施設の設置を認めない措置を講じることとしている。 ・IRの実現に向けては、カジノの設置に伴うものだけではなく、既存のギャンブル等に起因するものも含めて、ギャンブル等依存症問題に正面から取り組み、ギャンブル等依存症対策のトップランナーを目指して万全の対策を講じていく。 ・オンラインカジノの違法性については、改正ギャンブル等依存症対策基本法の成立等により、今後、規制強化されていくものと認識しており、大阪府・市としても、チラシ作成・配布等により、依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進に取り組んでいる。
【評価基準25:カジノ施設の有害影響排除やギャンブル等依存症対策が確実かつ効果的に講じられるものであること】 ・(仮称)大阪依存症センターの機能を取りまとめた、とあるがその概要を教えてください。	【大阪府・市の取組】 ・(仮称)大阪依存症センターの機能を取りまとめた結果については、参考資料中「『(仮称)大阪依存症センター機能検討会議』について」において添付している。 ※「(仮称)大阪依存症センター機能検討会議」について (https://www.pref.osaka.lg.jp/o100040/chikikansen/gambletou/izonshoucenter_kaigi.html)

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(9/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【認定条件2: 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと】 ・評価基準17のところでも述べたが、特にビジネス需要の推計には注意が必要と思う。(事業者側もわかっていることとは思うが)単に需要全体の推計値ではなく、その内訳にさらなる検討が必要かと思われる。	(・評価基準17の回答をご参照いただきたい。) ・MICEグローバル市場については、すでに市場規模がコロナ前水準を超え、CAGRも高水準となるなど成長局面にあると考えられるが、日本のMICE市場については、諸外国と比べて回復スピードが遅く、コロナ前水準まで一定回復しつつはあるものの、完全に回復したとまではいえない状況にあることは理解している。 ・また、コロナ以降、オンライン会議の浸透により、特に短期間・国内中心にビジネス・出張が減少するなど、一部セグメントについては回復が限定的な場合があることも理解している。 ・一方で、インバウンド観光は、2024年に過去最高の年間来訪者数を記録し、2025年5月は月当たりの数値で過去最高を記録するなど、日本の国際的な観光需要は非常に力強いものとなっており、これら観光需要をMICE(ビジネス顧客)の誘致にいかにつなげていくかが課題と理解している。 ・この点、グローバルなMICE市場の拡大・成長基調を踏まえれば、日本のMICE市場についても、ハイブリッド等新形態も活用しながらポジティブに回復・成長していくものと捉えているが、いずれにせよ、日本のMICE市場が諸外国と比べて停滞的となっていることの要因も含め、MICE市場の動向を注視しながら、開業準備計画の検討・作成を進めてまいりたい。 ・なお、実施状況報告書・評価基準7に記載のとおり、MGMIは、ラスベガスの大規模コンベンションセンターの改修工事や法人セールスの回復により、2024年12月には、過去最高のコンベンション予約(月次)を達成するなど、MICEビジネス拡大や催事誘致に強みを発揮する独自のネットワーク・ノウハウ等を有しており、これらの強みを活かしながら、大阪IRとオールインワンMICEならではの取組により、認定区域整備計画に記載する需要推計を達成していきたいと考えている。
【認定条件2: 特定複合観光施設区域の整備による効果の推計に関して、推計に用いる各種データ等の精緻化に取り組むとともに、その推計値の実現に向けた取組を着実に実施すること。また、国内来訪者が多数訪れる計画であることを踏まえ、特に外国人来訪客の増加に向けたプロモーションと集客の実施に取り組むこと】 ・「国内外のMICEパートナー(旅行代理店・PCO等)」とある。我が国の旅行業法に則した用語を使用すべき。旅行代理店だと、代理業しかできないので、MICE誘致のパートナーとは言えない。このことは、以前にも指摘していたが理解されていないのでは。	・法人セールス向けに団体旅行やパッケージ手配などを担う企業を指す意図で「旅行代理店」という表現を使用した。特にMICE誘致においては、交通・宿泊・視察などを一体で手配するため、法人セールス向けに団体旅行やパッケージ手配等の役割、それらを行う企業を指す意図で旅行代理店という表現としたが、ご指摘を踏まえ、今後は旅行業者や旅行業者代理業者といった旅行業法に則した用語を使用する。

ヒアリングでの主な質疑・やりとりについて(10/10)

審査委員会からの質問・コメント等の内容	大阪府・市/IR事業者からの回答
【認定条件3:特定複合観光施設として長期的に安定した運営を確保するため、カジノ事業の収益を十分に非カジノ事業へ投資すること。また、特定の国籍等客層に偏ることなく、幅広い来訪者が訪れるような集客の実現に取り組むこと。】 ・今後の検討課題として、具体的のカジノ事業の収益をどのような用途に振り向けていくのか、その具体的な検討も始めてもらいたいと思う。	・カジノ事業の収益の活用については、区域整備計画 要求基準16及び評価基準24に記載のとおり、IR施設の修繕・改修・更新等及び運営・維持管理、IRで提供するコンテンツの更新や追加、有害な影響の排除のための措置等を適切に行い、長期的かつ継続的にIR事業の事業内容の向上とIR区域の魅力の向上を図り、世界中から多くの観光客を惹きつける国際競争力を維持向上していく所存だが、国際競争力の維持向上のためには、時世・情勢を踏まえたニーズ等を適切にコンテンツに反映していくことが重要であると考えており、カジノ事業収益が発生する開業後のタイミングにおいて、具体的な検討を行っていく方針である。 ・また、「大阪IR長期構想」に沿って、需要動向等を踏まえてカジノ事業収益等を活用しながら展示等施設・宿泊施設・IR区域の拡張整備等の非カジノ事業への再投資を進め、開業後も長期的・継続的にIR事業内容の向上とIR区域の魅力向上に取り組み、大阪IRの持続的な成長を図っていく方針である。 ※大阪IR長期構想(2022年2月16日大阪府、大阪市、MGM大阪株式会社) (https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/11241/04-2_tyoukikousou.pdf)
【認定条件5:地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・「地域」という条件には反するが、地元企業へのセミナーや地元大学への出前講座だけではなく、東京や名古屋などの大都市での企業へのセミナーや大学への出前講座をしておくことは、IRについての正しい認識を深め、なおかつ需要の掘り起こしにつながるのではないかと。	【事業者の取組】 (・評価23の回答をご参照いただきたい。) ・ご指摘を踏まえ、検討してまいりたい。なお、MGMでは、東京で企業が開催した人事関連イベントへの参加を行うなど、取組は開始している。 【大阪府・市の取組】 ○セミナー等の開催方法について ・大阪府・市においては、知事が大阪の施策を、東京で企業など向け講演等をする際に、IRについても取り上げることで、大阪IRの情報発信に努めている。 ・大学生を対象とした情報発信については、地元大阪の大学だけでなく関西全域で出前講座を実施しているうえ、東京などの首都圏の大学に対しても、大阪来訪時やオンラインで出前講座を実施している。 ・なお、大阪府・市のホームページでは、常時、出前講座の募集を行うなど、より多くの学生にアプローチできるよう、取組を進めている。
【認定条件5:地域との十分な双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること。】 ・特設サイトのアクセス数等の実績や、パンフレットがどう役立っているのかについての情報はあるか。	【大阪府・市の取組】 ※「特設サイト」のアクセス件数は、令和7年2月「特設サイト」の開設から令和7年6月末までで、累計・約23.2万件(うち、令和6年度は約16.4万件)となる。 ○広報物の実績等について ・大阪府・市においては、府民・市民がIRについて正しい情報に触れ、理解を深めていただけるよう、わかりやすく伝える広報ツールとして、令和7年3月にパンフレットを作成した。 ・IRに対する府民への理解促進については、IRの意義や効果、懸念事項対策などについて、府民全体を対象とした説明会や地元企業向けセミナー、経済団体、大学等への出前講座を実施しているところであり、それら説明会等で配付を予定するなど、IRへの理解が深まるよう取り組んでいくこととしている。